

KOBE × AFRICA ビジネスサポートプログラム

参加企業募集要領

2026 年 10 月 13 日
神戸市経済観光局国際課

1 目的

神戸市では、2016 年に始まったルワンダ共和国との交流をきっかけに、アフリカとの経済交流を積極的に進めてきました。本プログラムは、これまでに広がってきたアフリカの企業・起業家との接点を、新たな事業機会につなげるため、アフリカ市場への参入を目指す市内企業・スタートアップ等を個別に伴走支援するものです。

2 支援内容

各社の製品・技術に合った対象国と進出の形を検討し、次の支援を行います。

- (1) 対象国の協議・設定
- (2) 対象国の市場・法規制・商慣行等の調査・情報提供
- (3) 現地ビジネスパートナー候補リストの提供（会社名・事業内容・想定される組み方を記載）
- (4) 候補企業への初期アウトリーチ支援（英文メールの作成、初回オンライン面談の設定）
- (5) 進出計画ドラフトの共同作成（対象国、進出のかたち、スケジュール）

※ 支援の内容・範囲は、各社のニーズや準備状況等に応じて異なります。支援期間内に（1）～（5）のすべてを実施することをお約束するものではありません。

3 応募資格

次のすべてを満たす企業等とします。

- (1) 神戸市内に本社・事業所・拠点等を有する企業・スタートアップ等（以下、市内企業）であること
ただし、以下の申請も可とします。
* 市外企業との協業・連携による本プログラムへの申請（この場合、市内企業が代表して申請すること）
* 神戸市が拠点の団体・大学・研究機関等に所属・加盟している企業
- (2) 支援期間中の個別面談及び最終報告会に出席できること
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。
- (4) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））、神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税）を含む地方税に未納の税額がないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

4 募集社数

5 社程度

5 支援期間・実施形式

- (1) 支援期間：2026 年 12 月～2027 年 2 月（予定、概ね 3 か月）
- (2) 実施形式：オンラインを基本とした個別面談
 - ヒアリング 60 分×1 回
 - 個別面談 原則月 1 回（60～90 分）×3 回程度
 - 最終報告会（2027 年 3 月 19 日（金）予定）での発表 5～10 分

6 費用

本プログラムへの参加費用はかかりません。

7 申込方法

- (1) 申込期間：2026 年 10 月 13 日（火）～11 月 13 日（金）17 時
- (2) 申込方法：応募フォームに必要事項を入力し、送信してください。
応募フォーム ▶ <https://forms.cloud.microsoft/r/uHzS1HJCDq>
- (3) 添付資料：会社案内・製品資料等の添付は任意です。

8 参加企業の決定方法・日程

申込み多数の場合は、選考により参加企業を決定します。
選考の結果は、11 月 25 日（水）ごろにお知らせいたします。

9 審査の観点

以下の項目を重視し、参加企業の選考を行います。

- 1) アフリカ進出への意欲・検討具体性
- 2) 経営陣・意思決定者のコミットメント
- 3) 事業の実現可能性
- 4) 社会的インパクト・独自性
- 5) 支援ニーズの明確さ・支援後の展開可能性

ただし、次のいずれかの項目に該当する場合は失格とし、既に参加の決定を通知した場合も、決定を取り消すものとします。

- ① 応募フォームの記入事項に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合
- ② 応募要件を満たしていないことが判明した場合

10 免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・参加企業に損害が発生する場合においても、神戸市及び本プログラムの委託事業者は、当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- ① 落選又は参加企業の決定の取消しとなった場合
- ② 本プログラムの実施の変更又は中止を行う場合

11 提供いただいた情報の取扱い

応募書類及び支援期間中に提供された参加企業の情報は、本プログラムの実施のために使用します。

12 留意事項

- (1) 本プログラムへの参加に伴う、個別の商談等に関する経営判断及びその結果は参加企業による自己責任であり、いかなる損害が発生しても、神戸市及び委託事業者はその責任を負いません。
- (2) 本プログラム終了後も、委託事業者の支援業務を希望する場合は、委託事業者と別途協議の上、個別に依頼し、その内容について神戸市に報告いただきます。また、本プログラムに含まれない業務の内容及び結果について、神戸市は一切責任を負いません。
- (3) 本プログラムの期間中及び終了後も、神戸市から依頼がある場合は、本プログラムにより得られた商談や成約等の成果について、その状況を報告いただきます。

13 主催・運営・問い合わせ先

主催：神戸市

運営：アフリカビジネス参入に向けた市場調査・アドバイザー事業運営に係る共同事業体（株式会社 AAIC Japan、株式会社 MW）

問い合わせ先（事務局）：kobe_africa@city.kobe.lg.jp